

第4回湖南市政治倫理審査会会議録

【開催年月日】 令和4年3月23日（水）午後2時00分から午後5時00分まで

【開催場所】 湖南市役所東庁舎3階大会議室

【出席者】 （委員）秋月謙吾、林善彦、古川麻里恵、真山達志、山本善通、八幡知行
（事務局）総務課長藤木、総務課課長補佐三牧、総務課主幹中村、
総務課主査川瀬

【傍聴者】 （報道関係者）4人
（一般）6人

【会議の概要】

1. 開会

2. 議事

(1) 審査会の運営について

○ 委員の除斥について

市の顧問弁護士である委員が審査に加わっていることが湖南市政治倫理条例施行規則で定める「委員の除斥」の規定に抵触するおそれがあると報道されたことを受け、当該委員から市議会議員の審査について直接の利害関係があるとは考えていないが、この会議、少なくとも森議員の案件について、議論に参加しないことも考えている旨の発言があった。審査会委員の総意として、今回のことについて、またこれまでの審査手続きについては一切問題はなかったものであり、当該委員も会議に参加すべきであるとした。

【主な意見】

（事務局） 市の見解としては、湖南市政治倫理条例施行規則第7条第1項に「審査会の委員は、調査請求が自己若しくは配偶者若しくは3親等内の親族の一身上に関係し、又は自己若しくはこれらの者に従事する業務に直接の利害関係がある場合については、その審査に加わることができない。」とあるが、この調査請求というのが今回議員に対して議長宛にされているものであるため、問題があるとは考えていない。

（委員） 今回市長は利害関係者ではないと判断している。確かに推薦をしたのが市長名であるということで、関係しているが、市長がどう関与をしたかということ、その責任を追及することは目的に入ってなく、対象にもなっていない。

（委員） このような疑義が発生したということは遺憾であり、そうしないように、極力努力する、配慮するということは必要である。その指摘は真摯に受けとめる必要がある。

（委員） 退席すると、その主張を認めたことになる。

（委員） 問題ないと思うので、最後まで議論に参加した方がよい。

○ 会議の公開・非公開について

質問事項の整理および報告書作成については非公開とすることで、委員全員一致。湖南省政治倫理条例第6条第7項ただし書きの規定により、非公開とする。大島議員からの弁明については、原則どおり公開とする。

【主な意見】 最終的な審査会としての意見を書面で作るものであり、そこについて、個々の委員がどう言ったとかが問題になるわけでもない。書面の検討という部分については、忌憚のない意見をお互い言い合うために非公開っていうことも十分考えられる。

○ 傍聴の取扱いについて

湖南省政治倫理条例施行規則第5条第8項の規定により、湖南省議会傍聴規則の例による（公開の部分について）。

報道機関等からカメラの持込み、撮影の申し出があったので、湖南省議会傍聴規則第13条ただし書きの規定により、これを許可した。

(2) 審査対象者からの弁明について

○ 湖議第222号-大島正秀議員に係る審査請求

【主な意見】

●質問事項の整理については、非公開とした。

●大島正秀議員からの弁明

(委員) 審査対象者であります、大島議員の方から、湖南省政治倫理条例第7条第4項の規定に基づきまして、弁明の機会の求めがありました。本審査会としてはその弁明の機会を与えるということになりましたので、これより大島議員に弁明をしていただくこととなります。なお、時間は15分程度とさせていただきます。また、今回の案件に関係のない事項その他相当でない場合は、これを制限する場合がありますので、予めご了解をお願いいたします。なお事前に弁明書の方もいただいております。では、これより弁明を開始させていただきます。

(大島議員) 2回目の弁明の機会を設けていただきましてありがとうございます。5分もかかりません。まず、私自身の中では、まちづくり協議会、というこういう中の役職の中で、その当時会長してましたんで、その役職の中での、地産地消、弁明書③3ページ3段目、各学区内にある貴重な自然と伝統を守り、豊かで住みやすい安らぎのある美しいまちをつくるため、地域の住民が相互に連携し、地域の特色を生かしたまちづくりを推進することを目的として、7つのまちづくり協議会が最終的に設立されました。その中で、石部南学区まちづくり協議会も、平成20年12月7日に設立され、現在に至ってますと。ここが一番大事なところなんですけども、設立当初より休耕地の活用事業の実施、特産品づくりの推進、地元野菜販売所の設置、販売を目的として、地産地消部会ができま

した。これに関しては、その当時まちづくり協議会がまだできて間がないので、その時もう地域推進創生課やったかな、そっちの方でこの相談をしました。これをどういうかたちでやったらいいねんと。何も分かりませんから。そういうかたちの中で、基本的に、要するに、まちづくり協議会も自主事業をして、自分らで儲けてくれと。運営もできたら、まちづくり協議会でさせてくれと。こういうふうにはとりました。説明を受けたときに。それやならばということ、まちづくり協議会で皆さんに声かけて、その時、東寺はまだどうもなかったんですけど、今でもどうもないんですけども、西寺地先がかなり、休耕地が目立つんで、そこの田んぼ借りよう、梅林が現実論、手付かずでおいてあると。では、それをまちづくり協議会で借りて、これ農林課が所管してましたもんで、それを借りてそれで我々が動こうと。それを整備して、製品を梅干、梅酒いろんなもん作って、6次産業で、それで商品化して、いうことで、やり始めたのは最初の第一歩です。これは上手いこといったので、次、その先のあれで地域推進活性化事業ですか。それは3年計画でありました。その時にたまたまいちご園が空いてると。それなので、声かけたら、1年経ってからですけども、その場所を無償で貸しましょうと。そこでまち協でやろうと。いうことで事業の皆さん賛同も得とります。ただしやり始めに関しては、お金がない。まちづくり協議会にお金は一切ございません。じゃあどうしようかという話の中で、私が個人的にいうことで、それを土地所有者にも申し込みました。それで構いませんと。10年間はそういうかたちでやりましょうということでした。了解もあって、まちづくり協議会の皆さんにも了解もらいました。けど、いざなんかそうやるにあたっては、じゃあ誰が代表ということはやらなあきませんやん。ほんでまちづくり協議会ではその時確認とったら、まちづくり協議会ではそれはできません、地域まちづくり協議会というのはそういう組織ではないかなと。ただし、自主事業でも設けてくれと。私にしたら相反する答えはもらったと思っます。とにかく皆さんでやろうということになりましたので、まず葡萄をやろうと。ただし、お金がない、じゃ私が率先してやりましょうというかたちで進めてきました。紆余曲折しながら、丸3年半経って、ようやく収穫できたのは去年の夏です。その時に、ある記事によると、なぜその時にお金を払わなかったって、その時に協議会は金がございます。そんな余分な金もありません。もともと彼らと一緒に地産地消と一緒にやりましたからね。それで対価として支払おうという話をしてたんです。その時に関しては、誠に申し訳ないですけど、私まだ議員になる前でした。議員なってから実際植えたのは植えたんですけど、議員なる前にもう実際にその動きをしとるわけですね。それがもう3年経って収穫できました。その収穫は、基本的にその3年間ずっと助けてもらってる方々に対価としてもちろん渡しました。あくまで葡萄だけです。今も助けてもらっております。現実論まちづくり協議会には金がございます。そ

れを、私個人のと云われてもそれは仕方ない部分もあります。登記上はそうせざるを得ないですやん。もちろんまちづくり協議会ではそれを持つことは不可能とこれ言われましたんで、そういうわざわざ休耕地いうんですか、空いてる畑、田んぼがあるのに、それを我々がやることによって、地域の活性化も私は図れたと思ってます。ちゃんと税金も申告しております、もちろん。今現在私何も儲かっておりません。赤字です、はっきり言いまして。1500万の赤字であります。それをまちづくり協議会に求めるのも酷ですし、求める気もございません。けども、これから先も、まちづくり協議会とはタイアップして、そこら辺を上手に進めていきたいと思っております。そのために、この間も言いましたように、農林課からちゃんと覚書を作れと、きちっと社会的に問題のないような覚書を作れと、そういうことを言われましたので、それも先だって税務署に申告行った時にも、もうようやくそうして販売が出たんやから、もうそれはそうした方がいいと、もう税務上は一切問題ないと言われてます。ただ、私が収穫事後と、その選挙の日、選挙の選挙運動ですね、それが重なったことは、これは私の言い訳のできないことだと思っております。ただし、私は何回も言いますが、それを配ることによって、皆さんに選挙で応援してくれという言葉は誰一人吐いておりません。これもちゃんと警察にもちゃんと報告しております。警察も調べております。私は弁明という言葉よりは、私が、今言いましたように、収穫の時期にそうしたことは悪いことと、自分でも思っております。けど、それは言われるまでは全然気がつきませんでした。言葉は私の中の勝手な言葉ですけど、社会通念上の通常の儀礼の範疇だと思っております。そういう意識のもので動いてんいたことは確かでございます。弁明にもなるかな、説明になるかならないかも分かりませんが、私の今の気持ちでございます。ありがとうございます。

(委員) ありがとうございます。本日は弁明ということなんですけれども、つまり聴取をしているわけではないんですけれども、弁明書および今お話いただきました内容について、誤解や不明確な点があるといけませんので、その確認の質問をさせていただきますと思います。

(委員) 3ページ目5行目になるんですけども、この口約束っていうのが、いわゆる口頭でも契約になるので、その契約の相手方が、どの辺りの人との口約束ですかということをお尋ねしたい。

(大島議員) まちづくり協議会の経営会議でございます。まちづくり協議会に、経営会議、月にいっぺん、要するに地産地消部会、広報部会、安心安全部会とか部会があるんですね、九つの部会がございます。そこにまち協会長さん、副会長さん、事務局局長さん、それと部会長さん、要するにそれらを月にいっぺん会議をやっておるんです。それが経営会議です。その場で、皆さんの了解をもらいました。

(委員) 口約束の状況ですけども、まちづくり協議会の経営会議の中で申し述べられたと

ということなんです。とにかくそういう報告で、基本的な了解を得たということですよ。よろしいんですか。

(大島議員) はい。

(委員) もう一つですね、葡萄作りについて、まちづくり協議会の人に手伝ってもらったのは、77人とありますけど、平均的に大体どれぐらいの期間、日数は、どれぐらいの程度、手伝ってくれはったんですか。

(大島議員) 1番長い人で正味1ヶ月ぐらい。それと一番短い人でも、4日程ですかね。ハウスは、そのビニール張ってますわな。ハウスをみんな、ビニールをみんな取り外さなアカン、中いちご園ですから、露地じゃなしに、高い台でやってるわけですな。その台もみんな外して、処分して、土を整地する。それで、それだけ長い期間助けてもらってる方が大体5人ぐらいでした。その後、実際に苗木を植える、苗木を植えた後に今度草引きとかしなアキマセンわね、そういう方が大体3人、それが大体1年間日数で言うたら30日ぐらい。その3人の方は草引きとか好きやからということで、丸1日違いますよ、それはとてもできませんので、ただ3時間とか2時間とか、たとえば1週間のうち3時間来るわ、2時間来るわ、とか。

(委員) 今現時点では、ファームかがやきは法人化されたんですか。

(大島議員) 今している最中です。手続きしています。

(委員) まちづくり協議会との間の覚書は、まだできてないということですね。作成中と見ていいんですか。

(大島議員) それに関しては、農林課の課長に相談してます。課長の方からそういう覚書いうんですか。その次第を作ってもらおう段取りもしております。

(委員) 1、2級品設定後の販売益は、私が投資した金額が回収できるまで自分の方で収益をいただきたくと。その第6次製品のものについては、まちづくり協議会の収益とするということに決まりましたと書いてありますね。私の方で勝手に、採算が合うたらちゃんと渡すよというふうに思ったんですけども、これ見るとやっぱりかなり永遠ですね。一次品二次品というのは、ずっとですね。ずっと、個人的収益として計上すると見ていいんですか。非常に善意に解釈すると、今現在はとにかくランニングコスト賄えへん、その間は、そんなまちづくり協議会は無理やから、自分がやってあげようというような話でね。従って採算合うようになったらちゃんとまちづくり協議会の方に渡すよという話なのか。やっぱり自分が1,500万円ほど投下したわけですね。それを回収する言うたら、非常にロングランだと思うんですね。としたら、その投資を回収するまでは、自分の利益にしてくれという意味ですか。

(大島議員) 正直、1,500万本当にかかっております。その1,500万全部が全額回収しようとは思っておりません。もともと自分が、どういったらいいのかね、私の妹も障害者でした、身体障害者でした。それも言うときます。そういうのがあって、

私の周りにそういう福祉施設がぎょうさんあります。私の知り合いで、今現に栗東でいろいろやっております。石部でもやっております。私はその彼らと何回も酒飲んだときに、一緒にやりたいな、一緒にやりたいなとそういう話をしております。それはたまたまハウスが空いてることがこれは夢ではないと、現実でいけるなというかたちでやっております。ちょっと話逸れましたけど、大体、契約が10年契約です。その10年契約をその時に、できたらまちづくり協議会の方に、もちろん私も生きてたらその場に残りますけども、そういうかたちで委譲というか移行したいと思っております。無茶苦茶荒っぽい言葉言いますね。この世の金はこの世で使え。あの世には持ってけん。これ、私の親父の信条でしたんで。そう思ってこの世で生きて以上はこの世で金を使いたい。それを何も自分のどういうんですか、親族に娘、息子らにやろうと思う気持ちもございません。そやから、私の中では10年を、契約は10年ですから、それを10年を目途に移行したいと思っております。

(委員) すなわち、取り交わし中という覚書ですね、ここから10年間というような、文章が入る予定ですか。1500万等々の投資をして、それを回収するということを目的にはしてませんという話ですよ、一つは。もう一つは、例えば10年経った時にランニングコストが賄えへんかったとしますね、その場合でも、打ち切り、つまり、まちづくり協議会の方に渡すと、こういう解釈でよろしいんですか。

(大島議員) ちょっと違いますね。去年初めて実が生って販売して、ところが品物、葡萄四種類作ったんですね。通常一番高価に売れるシャインマスカットが、去年の8月の長雨で10日間雨が降りましたですね、あの時にちょっとこっちの方は失敗したんです。だから、シャインマスカットの売り金、売上はほとんどありません。たらはあきませんけども、たらればはあきませんけども、もしそれが何ら問題なかったら、おそらく400万以上の利益があったと思います。収入があったと思うんですね。だから、今回表で野菜なんかね野菜とか米とかいうのは天候に左右されますわね。これが無事、何もなければ、ぶっちゃけた話、600万の収益があると思ってます。そやから、ランニングコストはその事業で浮きます。最低ランニングコストが今大体300万ぐらいかかります。

(委員) わかりました。ありがとうございます。

(委員) 一つ確認させていただきたいんですけども、前回1月28日の時ですかね、議事録見ますと、令和2年、去年、一昨年ですね、一昨年に17万円の売上げがあったと発言されてますんで、この時に、本来その試食とかをしていただくということはされなかったんですか。

(大島議員) 県の果樹何とか委員会ちゅうのありまして、そこに課長がうちの農業面倒見てもらってたんです。定期的に来てもらって、これはこうせえ、ああせえと、この肥料はあかん、こういう肥料にせえとかいうそういう指導を受けてるんですね。その方にも相談しました。2年目は、はっきり言うて、これ売れる代

物ではないと、ということです。そういうことで、じゃ、まちづくり協議会で売れないことは、一級品という品物出せません。二級品としても出せない。ただそやから、食べるのに問題あるからといったら問題ありませんと、いうことでしたんで、ほとんどがまちづくり協議会に出して、今言いましたように、一房を一房じゃなしに、一粒一粒ですね、それをポリの入れ物に入れて、10個とか15個で、それを300円とか400円で売った利益でございます。その時も言われたのは、本格的に収穫できるのは来年やから、それまでかまへんよと、そういうふうには話は聞いております。

(委員) ということは試食とういかたちで、令和2年には配られていないということですね。去年一昨年には葡萄が出来て、それは、試食としては配られてないんですね。

(大島議員) はい。試食としては配ってません。

(委員) 今のお話で、試食として配られなかった、それは一級品、二級品には当たらないものだったから、というお話だったと思うんですけども、その時一級品、二級品にならなかったけれども、それ自体をまちづくり協議会の方で加工っていう話にはならなかったんですか。

(大島議員) そこまでのはっきり言ってそんな理想じゃございませぬ。加工しようと思ったら、葡萄を例えば、葡萄パンとか言いますけども、ちょっとしたことをするのは簡単です。そこまでの、まだ量もございませぬし、それだけの資格を持っておられる方がおられませんでした。ちょっとしたするにしてもあれがいるんですね。調理のそういうその調理の加工が資格が要るんですわ。

(委員) 葡萄の配布先でですね、何か8人ほどは、市外の人、湖南市じゃないところに、これはもう今回のあれとは全然関係ない話ですし、それから一つで言うたら、今のまちづくり協議会で手伝ってくれてはった人ね、この人はある意味若干どう評価するか、対価性はあると思うんですね、お礼という言葉の中にですね、ちょっとおかしいっていうんですかね、その労働の対価みたい話があると思うんですけど、それ以外にまちづくり協議会でない人にも少し配ってはりますよね。そういう方に対する葡萄の配付については、今どんなふうにお考えですか。

(大島議員) 現まちづくり協議会の役員さんではございませぬけども、前、元役員さんの方がほとんどです。それと、あと、石部の町内の方に配ったのは、これもまちづくり協議会の事業に関係あるんですけども、飛び出し坊やの設置場所はないから、それは私有地であったと、そこにお願ひしに行ったら快く貸してもらったんですね、その方の土地に5ヶ所、飛び出し坊やを設置しております。そういうような関係の中で、お配りしました。それと、もう一つは鳥獣害対策、鳥、生き物ですね。それで何も知らないのでそれに詳しい人もおられます。その人にもちゃんと見に来てもらって、こことここはちゃんとせえということで二重に網を張ったり、そういうことでいろいろアドバイスをもらった方がほとんどです。何にも関係ない葡萄園に関係ない方には誰一人配っておりませぬ。全然関係ない方に

は、もう全然関係ないと言うたら悪いんですけども、肉体労働とか何もしてもらっていないのは、まちづくり協議会の会長さんと副会長さんにはしてもらってませんけども、組織としては配っております。そやから、今の質問の中で悪いんですけども、元まちづくり協議会の役員さんが大半です。全然役員まちづくり協議会の関係ない人としては、私の記憶の中では3人だけです。その人らの中の1人は鳥獣害対策で、大分それは土地を今飛び出し坊やですね、その設置ということであだ貸してくれてたんで、葡萄出来たら持ってきますわと言うとったら、お前ほんまに持ってきたんかというぐらいの話でございます。

(委員) 弁明書で、書かれている時期について確認したいんですけども、ランニングコストを検討した結果、まちづくり協議会では無理という結論に達しましたって書いておられるんですけど、これはいつの時期のことですか。

(大島議員) これはすべて私のお金から懐から出しております。

(委員) 時期です。いつですか。いつの時期なのかを。

(大島議員) これを出した時期、いつの時期で毎月出す分と、一番

(委員) そういう趣旨ではなくて、まちづくり協議会では無理という結論に達して、最終的に、これまちづくり協議会の中でもそういったことは無理だっていう結論づけを、多分経営会議か何かでされたということなのかなと思ったんですけども。

(大島議員) そういう結論じゃなしに、ただまちづくり協議会で駄目だという話は何も出ておりません。せっかくただ貸したるということですので、じゃあお金をどうするかと言うことは私の方で出しますという話で、それでやりましょうかということやっております。その場でまちづくり協議会の皆さんがこれは駄目です、やめましょうとかいう返事は一切もっておりません。それでよろしいですか。

(委員) いえ、聞いているのは、まちづくり協議会では無理だという結論に達しましたとあなたが書いておられるのは、いつの時期のことですかというふうに伺ってるんです。

(大島議員) 申し訳ない。その通りです。

(委員) いつの時期のことですか。

(大島議員) ちょうど土地所有者の社長と最終的に OK 取れたのが、28年10月12日。それで、29年5月25日に社長が一応、10年間無償で貸しますよと、そうなった時に、じゃあ、この6月の経営会議、うちは経営会議は第2水曜日ですんでね。その時にこういう報告で、こういうことと、問題はこれだけのお金がかかると。こういう話をしたんです。その時にも、やれるもんやりたいなという話の中です。まちづくり協議会の中で、初めてその時に私が6月の経営会議の時に話して、最終的に、最初の資金は私が出しますと、いうことでございます。その時にまちづくり協議会でお金は出すことは、無理やというのは6月の第2水曜日の経営会議でございます。

(委員) まちづくり協議会での経営会議の判断の前にあなたが先行して個人名で借りら

れたということですか。今の話からすると、あなたが平成 29 年 5 月 25 日に無償の借用契約締結と弁明書の①で書いておられて、今のお話もその時期だと。ただ、まちづくり協議会にその話をしたのは、その次の 6 月の経営会議の時にそのお話をしましたと今おっしゃられたように思うんですけども。

(大島議員) いや、無償の借用計画の前にもう 4 月の時に、こういうかたちで一応打診があったけどどうしようかということなんです。もうそれで皆さん借りましょと、いうことになって、じゃあいうことで契約したんです。もう最終的にじゃあそのお金を最初の初期費用言うんですか、そのお金はどうしようかいうことになったんです。説明がちょっとまずいかなと思ってますけども、もう実際のところは話があったのが 4 月です。4 月の時に、4 月の初めに、実は土地所有者のお兄さんがおって、お兄さんがもう実はその人がそこで何か果物を作りたいと言うのがもう急遽やめるとなって私に連絡はどのぐらい 4 月の初めです。4 月の経営会議でこういう話があることと、無償で貸すよと、こういう話があったと、はっきりということその時に報告しております。もうこれ、借りること進めよかと、言うたらそれで構いませんということで進めたんです。

(委員) あなたが個人で借りることを、まちづくりの経営会議に諮ったということですか。

(大島議員) 4 月の時に言うてます。それはまちづくり協議会では、借りられない。それと社長がはっきり言いまして、まちづくり協議会さんに何かあったときの責任は誰が取ってくれるという話になったんで、私が一旦借りようかということでございます。

(委員) そうすると、平成 29 年 5 月 25 日の契約締結時点では、借主があなたであるということについては、まちづくり協議会の中でも同意が得られていて、あなたが農園の主だということについて了解が得られていたと。そうすると、その後の葡萄栽培については、あなたが主体として行くと。ただそれについては協力をするのは、まちづくり協議会、あなたに対して協力をするってということについてまちづくり協議会として行っていたということですか。

(大島議員) まあ最初の出だしはそうです。ちょっと海の物とも山もの物とも分かりませんわな。これがある程度かたちができたら、いうことで、私が主導的な立場をとったのは確かでございます。

(委員) 先ほど八幡委員からの質問の中で、口約束経営会議の中で行ったという話がありましたけれども、それは、いつの時期のことですか。投資したお金が回収できるまでは、私の一級品、二級品は私の方で売らせててもらおうと、その収益をあなたのものにするっていうことを経営会議で話されたっていうお話だったと思うんです。それをまちづくり協議会の中でも周知されたという話だと思うんですけども、それはいつのことですか。

(大島議員) それはもう 4 月の皆さんに発表した時に、こういうかたちで、その時にはまちづくり協議会ではお金がないということになったんで、それだったら私が

初期費用はみんな出しましょうということで進めてきて、実際にこれだけの費用がかかるとは夢にも思ってなんだけども、一応こんだけのお金がかかりましたよと、一通り皆さんに見せて了解していただきました。それをしてもらったのが5月の経営会議です。6月の経営会議のときに、具体的に、5月25日契約ですから、5月の第2日曜日に、もう4月に打診があったから、5月の時にその話をしとって、こういうかたちでやりましょう、違う、4月の初っ端に打診があって、4月の第2水曜日に、まちづくり協議会に説明をして、皆さんに了解をもらって、今度は5月の経営会議の時にこういうかたちで私の方で初期費用を出しますと、それ試算どれくらいするか分からんから、まず調べましょうということで調べることを費用が思ったより嵩張ったということでございます。ちょっと説明が下手かな。

(委員) 今のお話からすると、まちづくり協議会が主体として、葡萄園をやるっていう話は、少なくとも農園を借りた後にはなかったっていうことは間違いありません。まちづくり協議会が栽培の主体だとか、栽培の主体というのか、運営主体というのか、両方の意味で聞きますけれども、そういった意味で、まちづくり協議会が主体となって、葡萄を育てるっていうことは、少なくとも契約を締結した後はなかったということですかね。ちょっと今文章長かったんでもう一度聞きます。まちづくり協議会が、主体となるというような話は、契約を締結した後はなかったっていうことですかね。

(大島議員) その意味がちょっと分からないんですが。私は、栽培の主体は私ですけども、実際の販売とかいうのはまちづくり協議会という考えで持っておりましたから。

(委員) 販売がまちづくり協議会。

(大島議員) 要するに、栽培は私ですけども、実際のところはまちづくり協議会の皆さんに助けてもらってるわけです。無料で。無料じゃなしに無償で。最終的に一級品、二級品は今言いましたように、私もそんだけのお金を投資してるから、いうかたちで、あとの残り6次産業それに関しては、まちづくり協議会で品物を作るなり、今いろんな物作ってそれはまちづくり協議会でみんな販売してもらおうと。まちづくり協議会の収益です。そやから、私としては、栽培の方は私ですけども、現実にはまちづくり協議会の役員部会員さんもぎょうさんおられます。ほとんどがそうでございます。どういう説明が下手かもしれません。最初にもものやる時に例えば民間でしたら、あくまで品物出した方がお互い頑張りますわな。ところが、まちづくり協議会というのはまた、そういう運営方法が現実論市の方では無理だと、まちづくり協議会はその土地を借りてやることは、実際は無理だという話があったもんで、私が私の名前で行きましょうということでございます。ちょっと説明がちょっと私も下手なのでちょっと分からないけども。

(委員) もうこれで結構です。

(委員) 今に関連して、まち協の資料をずっと読ませてもらいますと、あくまでまち協

いうのは、ファームかがやきの施設をお借りして、そしてそこで野菜、地域野菜の加工なんかをしたり、或いは平成2年度には、ファームかがやきで、平成2年度に収穫された葡萄の出荷できないものを、食品乾燥機を使って干し葡萄にする加工を協力して試験実施したということで、まち協のあくまでその葡萄の生産に携わってたんではなくて、二級品とか三級品を加工している、そういうことをやってたんではないんでしょうか。

(大島議員) もともと葡萄というのは3年経たなまともに収穫できないんですね。これは2年目で多少なりともできましたが、それをそんだけの量を、例えば乾燥機にかけてとか、逆にそちらの方がコストが高くなります。そういったわけで、それやったら、もう一粒一粒で、それを一つのパックに入れて10個とか15個で売ってる方がよかったわけですね。その収益はまちづくり協議会にも幾らか出してあります。1割やったかな、なんかで1割とかなんかで出てると思います。そやから、現実論は、ほんまは去年の収穫期から、今言いますように乾燥機等使って葡萄の干し葡萄を作ったり、という予定だったんです。ところが8月の集中長雨で収穫もできず、計画は半分で、もう計画倒れという言葉が正しいのかな、そういう状況でございますわ。だから、基本的に私はまちづくり協議会の皆さんにはそれを作ってもらってそれを労働力の対価としてそれは皆さんにまちづくり協議会で、それをどうにかたちで売ろうと何しようかと、まちづくり協議会さんの収益に持っていこうとしてたわけです。それに関しても、農林課はもうそういう口約束とかそれではあかんと、もう実際品物出来たんやから覚書を作ってやりましょうと、こういうふうにして指導を受けたんです。今の皆さん方の話聞いてると、要するにまちづくり協議会と私の関係について、そういう質問がかなり多いんですけども、現実論物はなければ何もできませんわな、実際物が出来てしか、動かせんやんか。製造と違って、これはあくまで商品として品物ならなんたら、次の行動がとれませんわね。と思ってます。

(委員) 今の話で、当初考えてた通りだと思うんですけど、現時点においては、要するにこれは個人経営の葡萄園ですよ。従ってそれを主だからそこから果実収入にあって、もし6次産業的なものが出ればね、それは協議会の方で確保して、収益上げてもらっていいよと。だけど、葡萄園っていうのはやっぱりメインは、一級品、二級品ですからね。従って、それは、個人経営の方にすべて帰属するんですという解釈でよろしいですよ。

(大島議員) 私の方では、ちょっと理解に苦しみます。経営主体は、私です、もちろん。けど何も経営は私一人でやった覚えはございません。今現実のこと言うてるでしょ。今現実論はそういうことでございます。

(委員) ですよ。将来的に移行するとかっていう話はもちろん覚書等でしっかりと文言ベースにおける契約書を作りますっていう話ですよ。だから、現時点においては

ね、主体者はやはり個人ですという話でよろしいですよ。従って、今回の問題になってるのは、結局その配った内容がですね、要はその寄附に当たるか、これが結局ポイントなんですよ。今現在なってるわけですよ。寄附してるのが、いわば、公職選挙法上でどうなるかと等々の話ね。法律的な固い意味で言うたら、そこはポイントなわけですね。ですから結局自主で、自分がやって配った以上は、この成果物はあなたの物なんですよ。葡萄はね。ですから、それを配ったことが一種の寄附だっていう話になってるわけですよ。そこで当初言うたのは、ここの市民じゃない方に配るのは全然問題ないよと。それは、今のこの禁止条項と関係ないですからね。ただ、その手伝った人に対しては、ある意味での労働に対する対価かなという話で、ちょっと、それは超えてるか超えてへんかちょっとそんなことは、今現在判断ないんですけどね。さっき見たら労働した人と労働しないけど何らかの関係やった人という 3 区分があるかなと。こういう分け方でよろしいでしょうねっていう話なんすけど。

(大島議員) 私の中では納得いきませんが、皆さんの中ではそういう話になるのであればそれはそれで仕方ないですね。私はそこでもう一つ言いたいのは、私何も、この湖南市のこの中でまちづくり協議会の仲間以外にもこのうち以外で配ってます。その人らにも助けてきてもらってるんです、現実論は。葡萄を作っておられる方がおります。作り方分からないから、知らんもん何もいい格好して言う気もありません。ほんまに素人です。そういう方にも助けてもらってます。そういう方にも配っております。私が選挙の目的と今言われてるのは一番自分の中で今怒りを感じてるのは、ほんまに選挙の前に配ってたなら、私市会議員に配るでしょうかね。市会議員って皆敵ですよんか。なんぼ党派組んでも党は組んでも敵ですよん。私はそんな意識は一つも持っていません。

(委員) はい。我々もそんなふうには思ってません。別ですけど選挙目当てでやるとかね、そうじゃなくって、私別に法律家じゃないですから、非常にちょっとこの法律がね、腹立たしいところは、公職にある人は、選挙人に対して、もう極端に言うたら1円たりとも配ったら寄附だっていうことを言うてるんですよ、法律上ね。私が例えば親戚から林檎を送ってきたと。それ私が議員やとしますよね。これ当然ながら議員じゃなくたって隣の人に渡しますやん。お裾分け言うて、これもだから議員という立場だったらそれはもう結局寄附だって言われたんですよ。それは正直言ったら民間人的発想で言うたら、そんなことまで言うたらキリないやろうというふうに個人的には思うんですけども、ただ、公職選挙法上そのことが謳われている以上、やはり配った話に関してはですね、どうしてもなっちゃう、で、なるときにですね、やっぱ可能な限り、今話して選挙目当てとかね、そういうことでやられてないことを、そんなことは文章には書けませんけどその辺りの評価をもちろん含めながら、でもやっぱりその公職選挙法上のものがあるんで、というようなことで、ちょっと考えております。

(大島議員) 今言われましたお裾分け、自分の中で非常に軽率でした。そんな概念は一つも持ってません。もう自分を助けてもらったから、正当な労働に対する対価と思ってたんですね。ところが、選管の方から、いやそれはあきませんよと言われて初めて気が付きました。その件に関しては反省しております。それと葡萄の収穫時期が 8 月のその辺に重なったものですから、そのことを選管から聞いてからは一切配っておりません。ほんまにお裾分けちゅう感覚でやったのは、議員としては駄目だということですね。これは真摯に反省しております。

(委員) ありがとうございます。それでは予定の時間を大分超過いたしましたので、大島議員の弁明のお時間は以上といたします。お疲れ様でした。

(3) 審査結果報告書（案）について

- 湖議第 221 号-森淳議員に係る審査請求
- 湖議第 222 号-大島正秀議員に係る審査請求
- 審査結果報告書（案）については、非公開とした。

3. その他

審査結果報告書（案）について、次回政治倫理審査会で再度検討することとした。
次回第 6 回湖南市政治倫理審査会は令和 4 年 4 月 6 日（水）午後 2 時から。

4. 閉会